

苫小牧市総合防犯計画

平成27年6月

苫 小 牧 市

はじめに

健やかで安心・安全に暮らすまちづくりは市政の重要な課題です。

本市では、平成13年9月に、苫小牧市防犯及び交通安全に関する条例（以下「防犯条例」という。）を制定し、犯罪及び交通事故のない安全な市民生活の確保に取り組んでまいりました。

また、まちづくりを進める上での指針となる、苫小牧市総合計画においても、その基本計画の中に「防犯」を明記し、街路灯の整備、自主防犯活動の支援等、犯罪予防対策の強化を図るとともに、防犯体制の充実として警察署交番の増設等の要請を関係機関に行ってまいりました。

平成23年12月には、防犯推進活動の一つとして、苫小牧市内の犯罪の発生状況、苫小牧市の取組の現状等を取りまとめ冊子とした「苫小牧市防犯ガイドブック」を作成し、これまで2版の改訂版を発行いたしました。

本計画は、平成24年度に、市政を取り巻く環境変化に対応できるよう中間年度で見直しを行った苫小牧市総合計画（基本構想・第5次基本計画改定版）における防犯の主要施策に、総合的な防犯施策の体系化を、新たに犯罪予防対策の強化の取組として位置付けたことを受け、防犯条例の規定に関する施策として策定したもので、市、市民及び事業者の防犯に果たす役割を明確にするとともに、三者が協働して犯罪予防対策の強化に取り組むことによって、安心して暮らせる市民生活の確立を目指すことを目的としています。

本市における平成26年の一般刑法犯認知件数は1,403件で、ピークであった平成15年の約63%減となっています。これは、市民の皆さまをはじめ、苫小牧警察署等の関係機関、町内会等防犯ボランティア組織の皆さまの地道な活動の成果であり感謝にたえません。

そうした中、計画策定にあたり行った市民アンケートでは、何らかの犯罪被害にあう不安を感じているという市民が6割近くに上っており、これは、振り込め詐欺等の特殊詐欺や子どもや女性を狙った犯罪等、全国で多発している凶悪事件が、何時身近で起きてもおかしくないという危機感が、市民の不安につながっているものと考えられ、防犯についての取り組みの継続・強化が、求められているものと思っております。

市、市民及び事業者がそれぞれの役割を果たすとともに連携を図り、暴力や犯罪から守られて、安心して暮らせる市民生活の確立のため本計画を着実に実行し、安心・安全に暮らせるまち苫小牧を築いてまいりたいと考えております。

結びに、本計画の策定にあたり、御尽力を賜りました苫小牧市総合防犯計画策定にともなう懇談会の委員の皆さまをはじめ、市民アンケート並びにパブリックコメントに御協力いただきました皆さまに、心から感謝とお礼を申し上げます。

平成27年6月

苫小牧市長 岩倉博文

目 次

第1章 計画の基本的な考え方	1
1 計画策定の経緯	1
2 計画の目的	1
3 計画の対象範囲	1
4 計画の期間	1
第2章 犯罪の現状と課題	2
1 安全・安心に関する市民意識	2
(1) 地域の安全についての満足度	2
(2) 犯罪被害への不安感	2
(3) 犯罪被害にあう不安を感じる犯罪	3
(4) 犯罪被害にあう不安を感じる場所	4
(5) 犯罪情報の入手方法	5
(6) 犯罪対策に対する意識と取組	6
(7) 防犯対策における防犯グッズの活用	6
(8) 安全で安心して暮らせるまちを実現するために苫小牧市に期待する取組	7
2 地域防犯活動の現状	8
(1) 自主防犯組織	8
(2) 青色回転灯装備車両によるパトロール	8
(3) 防犯活動推進員	8
(4) 地域防犯活動（ボランティア）の認知及び活動状況	8
(5) 地域防犯活動（ボランティア）に参加するために必要な条件	9
3 犯罪の現状等	10
(1) 北海道内都市の犯罪	10
(2) 一般刑法犯認知件数	11
(3) 交番別一般刑法犯認知件数	12
(4) 子どもに対する事案	14
(5) 道内の振り込め詐欺などの特殊詐欺	14
(6) 暴力団情勢	14
4 防犯に対する取組における課題（犯罪発生の背景と要因）	14
(1) 市民の安全・安心感	14
(2) 市民の防犯意識	15
(3) 地域の防犯活動	15
(4) 犯罪が起きにくい環境の整備	15
(5) 子どもの安全確保	15
(6) 高齢者の安全確保	16

第3章 計画の基本目標	17
第4章 計画の推進	18
1 市の取組	18
(1) 広報及び啓発活動の実施	18
(2) 防犯に配慮した環境の整備	18
(3) 市民及び事業者の防犯活動への支援	19
(4) 学校等における子どもの安全対策	19
(5) 高齢者の安全対策	20
(6) その他の取組	21
2 市民の取組	21
(1) 身の回りの安全対策	21
(2) 防犯知識の習得	22
(3) 地域における安全活動への協力	22
3 事業者の取組	22
(1) 事業所等の防犯対策	22
(2) 従業員の啓発	22
(3) 地域における安全活動への協力	22
第5章 計画の実施に当たって	23
1 推進体制の整備	23
(1) 全市的な推進体制	23
(2) 庁内推進体制	23
2 計画の進捗管理	23
苦小牧市総合防犯計画の体系図	24

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の経緯

本市では、犯罪及び交通事故のない安全な市民生活を確保するため、平成13年に、苫小牧市防犯及び交通安全に関する条例（平成13年条例第21号。以下「防犯条例」という。）を制定し、犯罪の防止に関し、広報及び啓発活動、施設などの取組に努めているところです。

また、平成24年度改定の苫小牧市総合計画基本構想第5次基本計画（以下「第5次基本計画」という。）には、主要施策に、総合的な防犯施策の体系化を犯罪予防対策の強化のための取組として位置付けています。

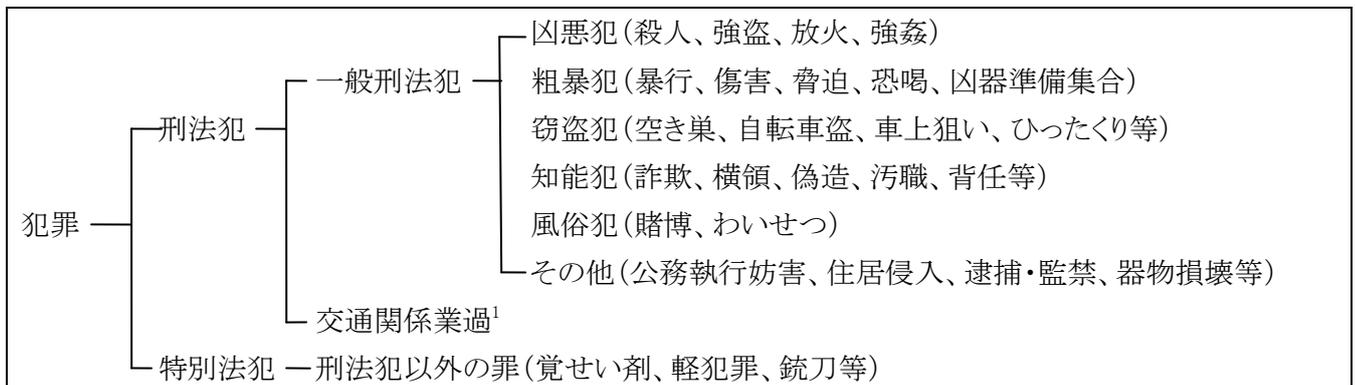
この苫小牧市総合防犯計画は、第5次基本計画を受け、防犯条例に規定する市の防犯に関する施策として、策定したものです。

2 計画の目的

この計画は、市、市民及び事業者の防犯に果たす役割を明確にするとともに、これらの者が協働して犯罪予防対策の強化に取り組むことによって、安心して暮らせる市民生活の確立を目指すこととしています。

3 計画の対象範囲

犯罪には様々なものがありますが、この計画では、市民が日頃から不安を抱いている空き巣ねらい等の窃盗事件や子どもに対する犯罪など市民の身近な場所で発生する犯罪を対象とし、法律による分類の中で主に一般刑法犯を対象範囲とします。



4 計画の期間

この計画の期間は、平成27年度から平成31年度までの5年間とします。ただし、施策の進捗状況や社会情勢の変化に応じて、適時、計画の見直しを行い、より効果的かつ効率的な施策の展開に努めることとします。

¹ 交通関係業過：交通事故によって人を死傷させた場合、過失があれば、業務上過失致死傷罪又は重過失致死傷罪が成立しますが、これを交通関係業過と呼びます。

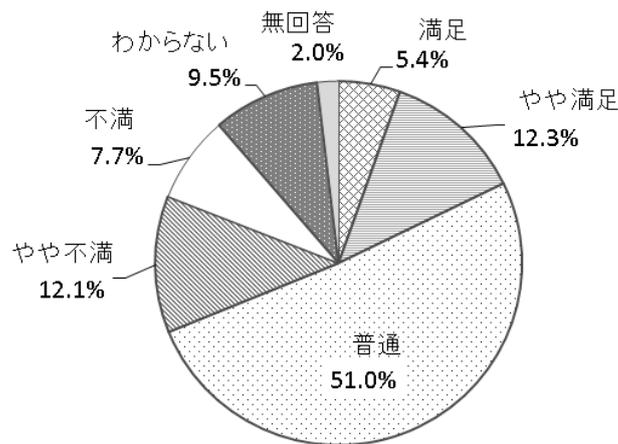
第2章 犯罪の現状と課題

1 安全・安心に関する市民意識

(1) 地域の安全についての満足度

「苫小牧市における防犯など身近な地域の安全が保たれていることについて、どのようにお考えですか」との問に対して、「満足」「やや満足」の合計が17.7%で、「やや不満」「不満」の合計は19.8%でした。

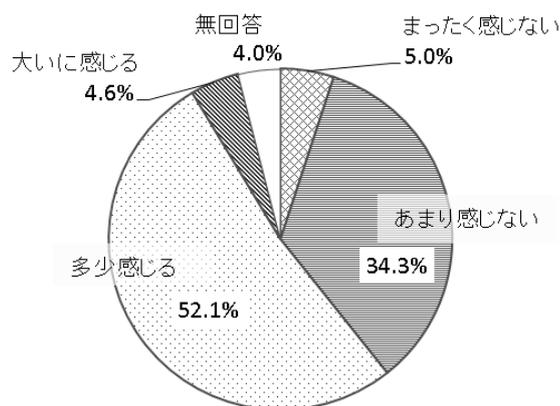
この項目は、第5次基本計画の策定の際、平成24年6月に行った調査（対象2,000名）と同じ問で、その調査においては、「満足」「やや満足」の合計が15.3%、「やや不満」「不満」の合計は34.5%でした。



【平成26年度市民アンケート²より】

(2) 犯罪被害への不安感

「日常生活を送る中、自分が何らかの犯罪被害にあう不安を感じますか」との問に対して、「大いに感じる」「多少感じる」の合計が56.7%で、半数以上が犯罪被害にあう不安を感じています。

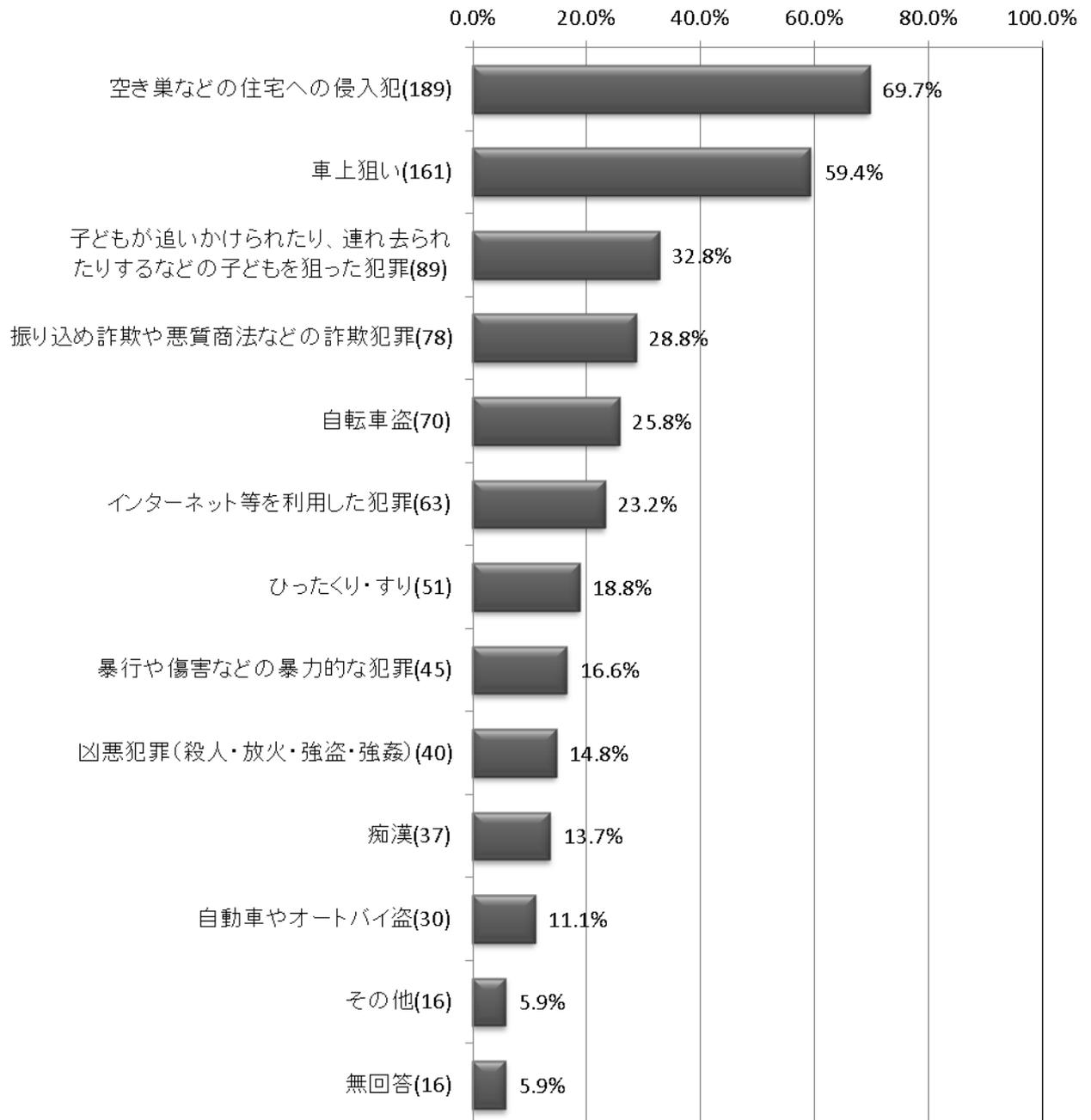


【平成26年度市民アンケートより】

² 市民アンケート：苫小牧市市民生活部安全安心生活課が、平成26年8月18日から9月19日までの間に、住民基本台帳から無作為で抽出した、苫小牧市内の満18歳以上の男女1,200人に対して行った、犯罪のない安全で安心なまちづくりに関する市民アンケートをいいます。

(3) 犯罪被害にあう不安を感じる犯罪

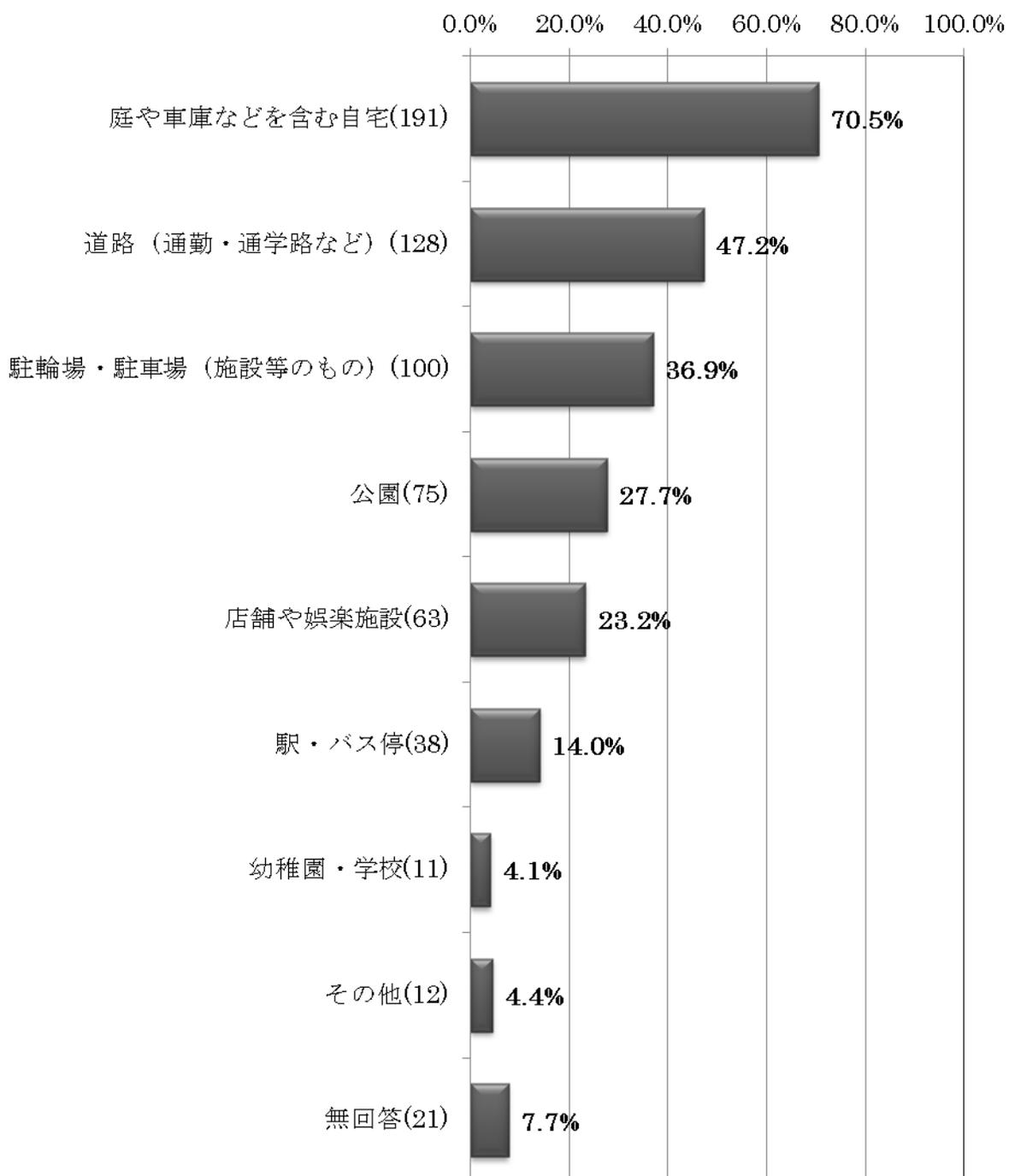
「空き巣などの住宅への侵入犯」が最も高く69.7%で、次いで「車上狙い」が59.4%で、「子どもを狙った犯罪」32.8%、「振り込め詐欺などの詐欺犯罪」28.8%と続きます。



【平成26年度市民アンケートより】

(4) 犯罪被害にあう不安を感じる場所

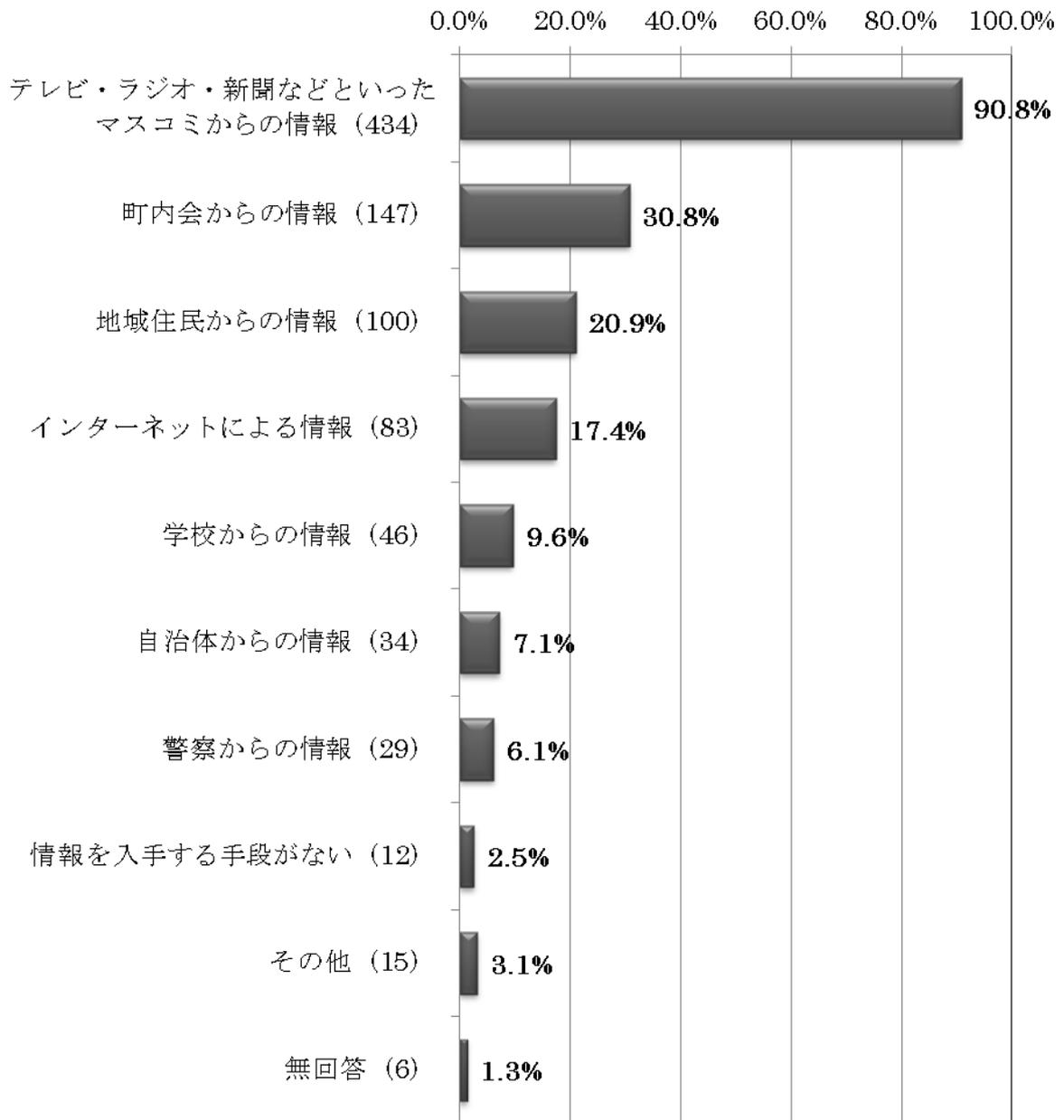
「庭や車庫などを含む自宅」が最も高く70.5%で、次いで「道路」「駐輪場・駐車場」「公園」と公共空間において犯罪被害にあう不安感が高くなっています。



【平成26年度市民アンケートより】

(5) 犯罪情報の入手方法

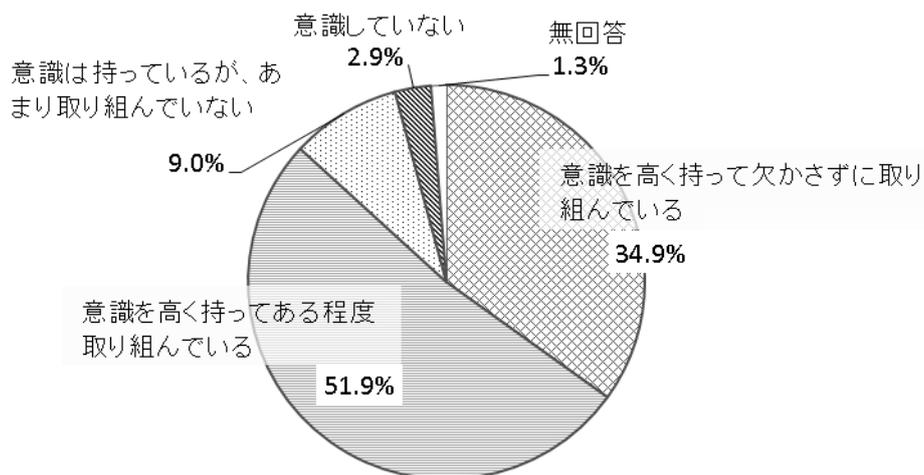
「地域で起きている犯罪をどのような手段で知りますか」との問に対して、「テレビ・ラジオ等のマスコミからの情報」が90.8%と最も高く、次が「町内会からの情報」の30.8%でした。



【平成26年度市民アンケートより】

(6) 防犯対策に対する意識と取組

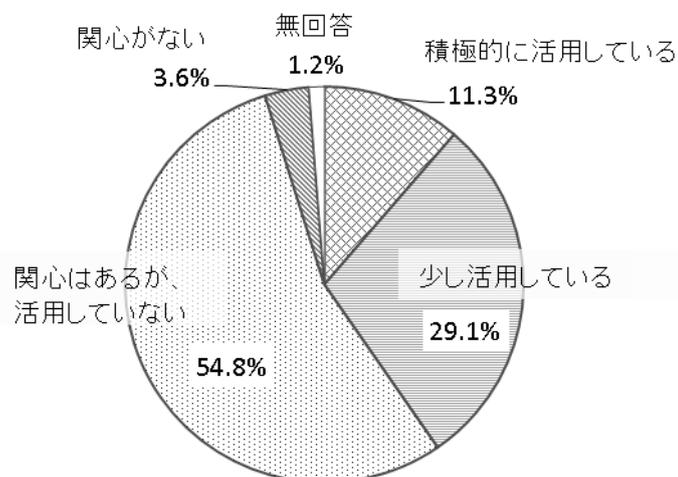
「在宅時でも自宅の施錠をしたり、車内に貴重品を置きっぱなしにしないなど簡単にできる防犯対策を、日ごろ、どの程度意識して取り組んでいますか」との問に対して、「意識を高く持って取り組んでいる」「意識を持って、ある程度取り組んでいる」の合計が86.8%で、多くがなんらかの防犯対策をしていました。



【平成26年度市民アンケートより】

(7) 防犯対策における防犯グッズの活用

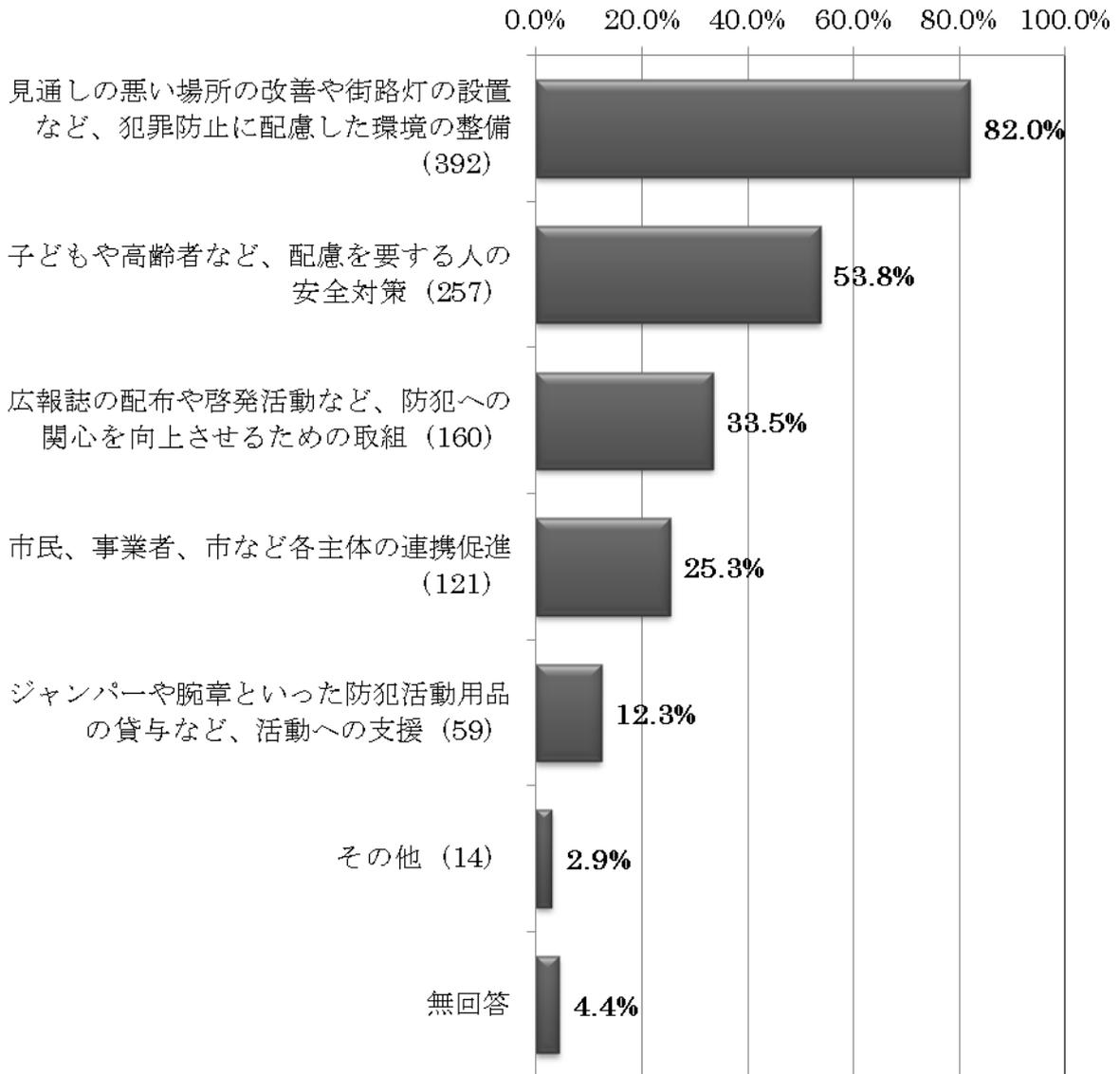
「防犯ブザー、警報装置、玄関や窓の補助錠などの防犯グッズをどの程度活用していますか」との問に対して、「積極的に活用している」「少し活用している」の合計が40.4%で、「関心がない」「関心はあるが、活用していない」の合計58.9%を18.5%下回りました。



【平成26年度市民アンケートより】

(8) 安全で安心して暮らせるまちを実現するために苫小牧市に期待する取組

「見通しの悪い場所の改善等環境の整備」が最も高く82.0%で、次いで「子どもや高齢者等の安全対策」の53.8%、「防犯への関心を向上させるための取組」33.5%と続いています。



【平成26年度市民アンケートより】

2 地域防犯活動の現状

(1) 自主防犯組織

自主防犯組織は、防犯のために自主的に地域のパトロール活動などに取り組む町内会、PTAなどのボランティア団体です。

市内で活動する自主防犯組織のうち、平成26年3月末で、苫小牧警察署が把握するものが53団体、本市が合図灯、腕章などの防犯用具の貸出し等を行っているものが22団体で75団体（町内会58団体、ボランティア団体17団体）が活動しています。

(2) 青色回転灯装備車両³によるパトロール

自主防犯組織が青色回転灯を用いて行う防犯パトロールは、活動範囲が広域になることもあり、地域の犯罪抑止の有効な手段として期待されています。平成26年3月末で、町内会を含む33団体（町内会23団体、その他ボランティア10団体）が、登録車両88台を使用して活動しています。

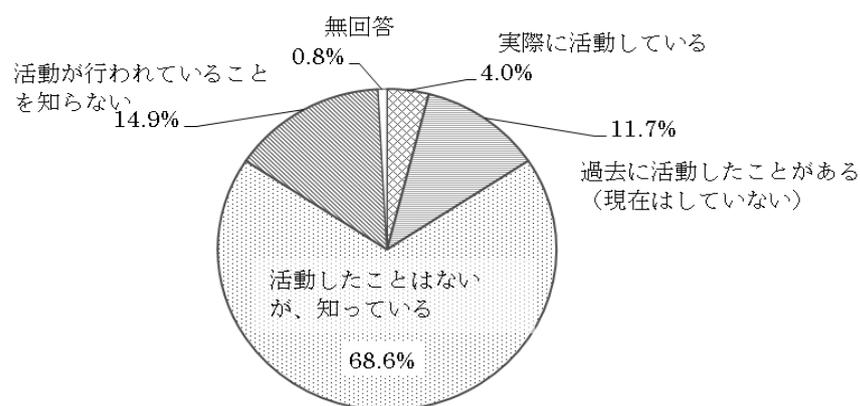
（苫小牧警察署調べ）

(3) 防犯活動推進員

防犯活動推進員は、地域の安全を担っており、町内会等の防犯活動推進団体の推薦を受け、市が委嘱するもので、平成26年3月末で27団体、203名が活動を行っています。

(4) 地域防犯活動（ボランティア）の認知及び活動状況

「地域住民がボランティアで実施している防犯活動を知っていますか」との問いに対して、「実際に活動している」「過去に活動したことがある」「活動したことはないが、知っている」の合計が84.3%で、そのうち「実際に活動している」「過去に活動したことがある」の合計は15.7%でした。

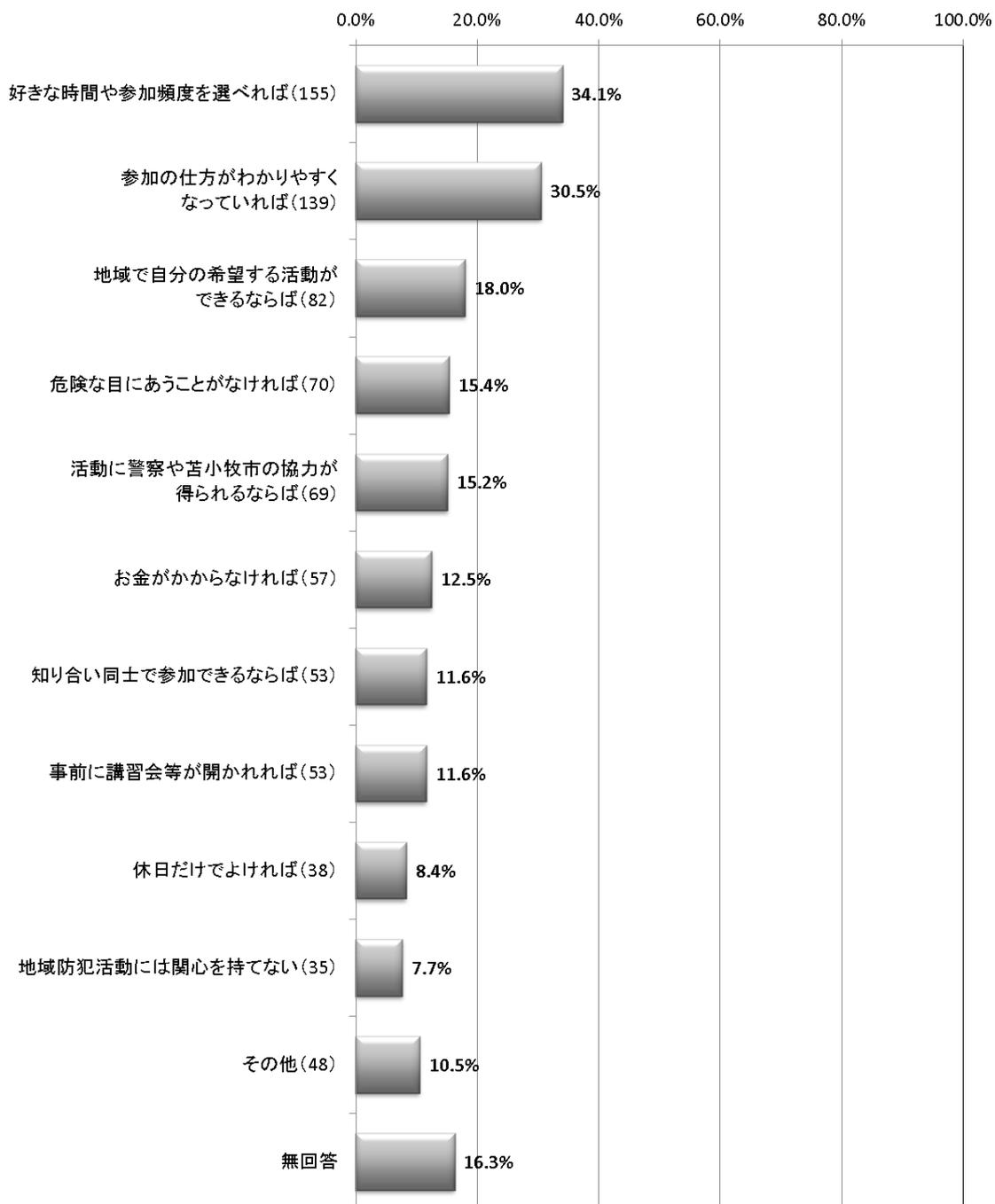


【平成26年度市民アンケートより】

³ 青色回転灯装備車両：警察から青色回転灯を装備した自動車による自主防犯パトロールを適正に行うことができる旨の証明を受けた団体が使用する車で、運輸支局等において自動車検査証に「自主防犯活動用自動車」との記載を受けたものをいいます。

(5) 地域防犯活動（ボランティア）に参加するために必要な条件

現在活動していない方が今後地域防犯活動に参加するために必要な条件については、「好きな時間や参加頻度を選べれば」が34.1%、「参加の仕方がわかりやすくなっていれば」が30.5%と高くなっていました。そのほかに、「地域で自分の希望する活動ができるならば」が18.0%、「危険な目にあうことがなければ」が15.4%となっていました。



【平成26年度市民アンケートより】

3 犯罪の現状等

(1) 北海道内都市の犯罪

平成25年の苫小牧市における犯罪率（人口1万人当たりの犯罪件数をいう。）は、86.31で、全道35市中5番目となっており、これまでと同様に全道都市平均を上回る状況にあります。

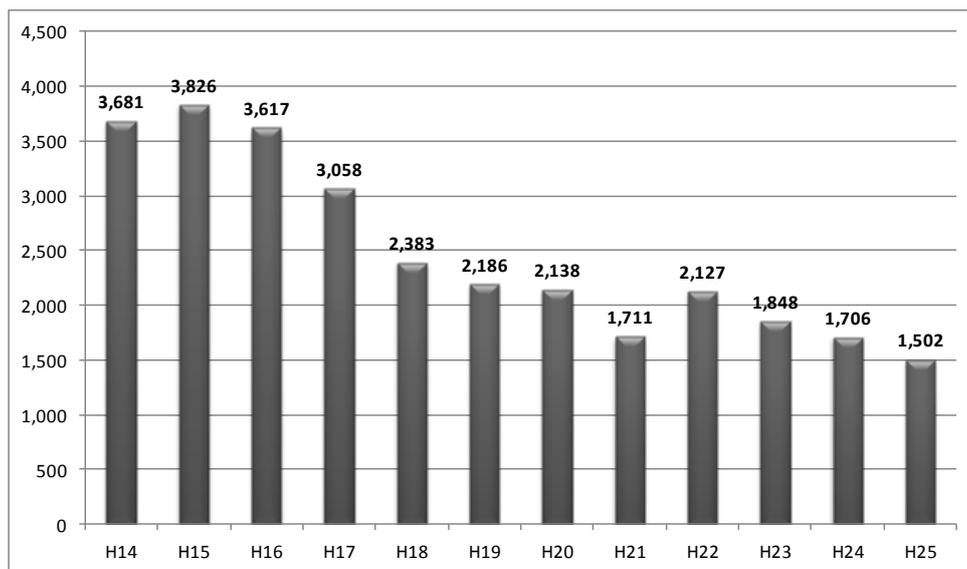
平成 25年 順位	市名	平成25年			平成24年		平成23年	
		住民基本 台帳	刑法犯 件数	犯罪率	順位	犯罪率	順位	犯罪率
1	千歳市	95,079	1,000	105.18	3	99.62	5	105.93
2	札幌市	1,921,237	19,423	101.10	1	111.23	1	126.13
3	恵庭市	68,656	663	96.57	7	89.20	3	108.20
4	石狩市	59,829	564	94.27	2	101.88	2	116.38
5	苫小牧市	174,032	1,502	86.31	4	98.05	4	106.07
6	岩見沢市	87,162	690	79.16	10	85.96	11	78.36
7	函館市	273,780	2,138	78.09	8	86.67	7	94.35
8	砂川市	18,419	143	77.64	5	95.54	14	74.79
9	滝川市	42,212	327	77.47	11	84.74	16	73.21
10	帯広市	168,594	1,300	77.11	9	86.02	8	92.39
11	北斗市	48,235	363	75.26	16	78.04	10	78.74
12	旭川市	348,416	2,572	73.82	15	78.64	12	77.13
13	留萌市	23,362	168	71.91	20	59.57	30	43.24
14	深川市	22,648	158	69.76	6	91.86	17	72.42
15	釧路市	179,763	1,227	68.26	14	79.42	15	73.90
16	三笠市	9,689	65	67.09	17	64.64	32	39.43
17	江別市	120,445	806	66.92	13	81.06	9	82.37
18	小樽市	126,807	826	65.14	19	62.24	13	74.99
19	北広島市	59,916	375	62.59	12	82.87	6	97.76
20	美唄市	24,447	145	59.31	28	50.43	31	40.98
21	稚内市	36,918	213	57.70	27	50.48	22	51.17
22	室蘭市	90,996	472	51.87	18	62.25	19	66.87
23	赤平市	11,658	58	49.75	21	58.32	26	47.91
24	士別市	21,042	104	49.42	24	54.76	29	45.99
25	登別市	50,799	232	45.67	23	56.66	21	55.25
26	夕張市	9,774	44	45.02	29	49.10	24	50.06
27	伊達市	36,085	157	43.51	26	50.67	20	60.14
28	富良野市	23,475	92	39.19	32	42.93	27	47.04
29	根室市	28,287	110	38.89	31	44.17	34	38.43
30	名寄市	29,478	113	38.33	30	46.82	23	50.08
31	北見市	123,074	452	36.73	25	50.89	18	67.50
32	紋別市	23,782	87	36.58	34	39.86	25	49.08
33	網走市	38,072	132	34.67	33	42.02	33	38.99
34	芦別市	15,813	50	31.62	35	39.29	35	30.11
35	歌志内市	4,020	10	24.88	22	57.62	28	46.43
	市計	4,411,981	36,771	83.34		91.51		99.60
	町村計	1,025,620	4,227	41.21		46.74		46.97
	不明		58					
	合計	5,437,601	41,056	75.50		83.14		89.61

※ 人口については北海道総合政策部地域行政局市町村課が、刑法犯件数については北海道警察本部刑事企画課が、それぞれ発表した各年の12月31日現在のものを使用し集計したものである。

(2) 一般刑法犯認知件数⁴

北海道警察本部が発表した、苫小牧市における認知件数の確定値は、平成15年の3,826件をピークに全体的に減少傾向にあり、平成22年に前年を上回りましたが、その後、平成23年、24年と減少し、平成25年も前年から204件減少し、1,502件となりました。

	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
認知件数	3,681	3,826	3,617	3,058	2,383	2,186	2,138	1,711	2,127	1,848	1,706	1,502



【北海道警察本部発表確定値】

苫小牧市における過去5年間の刑法犯認知件数

暦年	総数 (件)			総数の内訳 (件)			
	前年比 (件)	同左 (%)	凶悪犯	粗暴犯	窃盗犯	その他	
25	1,502	▲204	▲11.96	13	83	1,051	355
24	1,706	▲142	▲7.68	11	71	1,198	426
23	1,848	▲279	▲13.12	4	79	1,388	377
22	2,127	416	24.31	12	70	1,609	436
21	1,711			13	81	1,295	322

【北海道警察本部発表確定値】

⁴ 認知件数：警察において発生を認知した事件の数

(3) 交番別一般刑法犯認知件数

市内の交番別の一般刑法犯認知件数については、苫小牧警察署が速報値として集計しており、それによる平成25年の合計件数は1,500件で、その内、窃盗犯が1,050件(70.0%)を占め、市内各交番ともに同様の傾向でした。

また、窃盗犯の内、887件(84.5%)が自転車盗、万引きなどの非侵入窃盗でした。

【全 件】

交番名	年	凶悪犯				粗暴犯				窃盗犯	知能犯					風俗犯			その他		合計		
		殺人	強盗	放火	強姦	凶準	暴行	傷害	脅迫		恐喝	詐欺	横領	偽造	汚職	背任	賭博	強猥	公猥	その他		占脱	他
駅前	23		1				1	3		88	2	2				1			6	22	126		
	24						2	2		97	3	2							5	24	135		
	25						4	2	1	96	2	1				1	1		7	26	141		
本町	23						1	5		37						1			2	25	71		
	24							5		22	1								1	22	51		
	25						7	8		31	1	1				1	1		1	25	76		
臨港	23						5	1		53							2		3	9	73		
	24						1	3		23	1								1	20	49		
	25									2											2		
双葉	23		1				3	4		83	3	1				2	1	1	3	15	117		
	24		1				6	6		60		1				2			1	25	102		
	25	1					3	1	1	68	1						1		2	15	93		
木場	23						1	5		104						1	1		4	24	141		
	24						4	3		96	2					1	3		8	31	148		
	25		2				2	2		111	1						2		9	18	147		
美園	23	1					1	4		276	4	2				1			5	39	334		
	24		1					2		219	3	1				1	1		9	29	266		
	25		1				3	5		174	5	1				1	6	1	4	24	225		
弥生	23							1		105								1	7	23	137		
	24				1		2	3	1	74	2					2				21	106		
	25		1				2	3		89	2						2	1	7	23	130		
山手	23			1			2	2		52	3	1					1		2	12	76		
	24		1					2		54						1			4	13	75		
	25		1					2	1	29	1					1				10	45		
糸井	23						9	10	1	275	2	1				4			21	27	351		
	24	1	1				6	5		271	1	1				4			11	54	355		
	25		3		1		11	6	1	187	3	2				5	3		11	41	274		
錦岡	23						2	2	1	122	1								16	26	170		
	24				3		4	3		104	1					1	1		4	52	173		
	25	1	1				6	1		121	1					2	1		5	20	159		
沼ノ端	23						7	4		163	2					1	1		7	34	219		
	24				2		4	5		163	1					1	1		5	37	219		
	25						3	2		64	1						1		1	22	94		
沼ノ端北	25	1				4	1		66		1							2	19	94			
勇払	23						1			27										2	30		
	24							1	1	15										6	23		
	25						1			12									1	6	20		
合計	23	1	2	1	0	0	33	41	2	3	1,385	17	1	6	0	0	0	11	6	2	76	258	1,845
	24	1	4	0	6	0	29	40	2	0	1,198	15	1	4	0	0	0	13	6	0	49	334	1,702
	25	3	9	0	1	0	46	33	4	0	1,050	18	2	4	0	0	0	11	17	3	50	249	1,500

苫小牧警察署各年12月末発表速報値

※ 平成25年1月、沼ノ端北交番の開設(臨港交番の移転改築)により、一部管轄地区が見直された。

各交番の管轄において発生した犯罪の傾向としては、認知件数の約7割を占める窃盗のうち、空き巣や忍び込みなど家屋などに侵入する窃盗は糸井交番、錦岡交番、双葉交番、木場交番、美園交番の管轄で多く発生しています。また、その他の非侵入窃盗では、万引きや置引き等が大型商店がある美園交番、糸井交番の管轄地域で、自転車盗がJR駅がある糸井交番、木場町交番、沼ノ端・沼ノ端北交番の管轄で多く発生しています。

【窃盗犯内訳】

交番名	年	侵入窃盗						非侵入窃盗								合計		
		空き巣	忍び込み	金庫破り	事務所荒らし	出店荒らし	その他	小計	自動車盗	オートバイ盗	自転車盗	部品狙い	車上狙い	自販機狙い	万引き		その他	小計
駅前	23	1			1	1	1	4	2		23	4	16	7	19	13	84	88
	24	1			2	2		5			36		17		25	14	92	97
	25	3			1	4		8	2	1	23	13	12		13	24	88	96
本町	23				3	3		6	1		8	2	5		7	8	31	37
	24	2				3		5	1		5	1	3		1	6	17	22
	25					3	1	4			7	1	3		8	8	27	31
臨港	23	2		2	1		4	9		1	9		12	6	4	12	44	53
	24	4		1	2		3	10	1		1	1	4		2	4	13	23
	25				1			1					1				1	2
双葉	23	6	1		1			8	3		20	8	17		10	17	75	83
	24	5	2			1	1	9	2		19	2	9		8	11	51	60
	25	4	3		5	7		19	1		14	5	4	1	6	18	49	68
木場	23	2			1	1		4		2	44	3	18	1	16	16	100	104
	24	6	1		9		3	19			34	3	21		5	14	77	96
	25	4	3		1	1	1	10	1		44	3	14		14	25	101	111
美園	23	16		3	18	1	7	45	3		48	6	28	4	84	58	231	276
	24	5	3		6	1	12	27	1		30	2	24	2	80	53	192	219
	25	9	1		1	1	3	15	6	1	20	4	9	2	74	43	159	174
弥生	23	5		1		1	4	11		2	57	6	7	7	3	12	94	105
	24	7			3	3	1	14	1	4	34	2	2		7	10	60	74
	25	1	1	2	1	10		15	1		23	13	13		10	14	74	89
山手	23	3			1	1	3	8	1	1	16		7	4	6	9	44	52
	24	13		1			1	15	1		11	5	6		3	13	39	54
	25	2	1	1			7	11			2	1	3		5	7	18	29
糸井	23	19	6	1	4		15	45	3	5	76	6	31	10	51	48	230	275
	24	32	5	3	6	2	9	57	1	4	67	5	33	3	35	66	214	271
	25	10	5		3	5	8	31	3	4	49	15	14	1	26	44	156	187
錦岡	23	7			1	1	5	14	3		43	12	15	8	11	16	108	122
	24	9	2	2	6		3	22	2	1	34	3	13	2	11	16	82	104
	25	11	2		2	1	16	32	2		31	13	16	1	4	22	89	121
沼ノ端	23	8	2		10		8	28	8	2	35	8	36	4	4	38	135	163
	24	5	1	3	6		17	32	4	1	26	10	43	3	4	40	131	163
	25	1			1	2	5	9	3		7	8	11	1	1	24	55	64
沼ノ端北	25	2			2	1	1	6	4		17	10	11	2	16	60	66	
勇払	23			1			5	6	1		3		2	1	14	21	27	27
	24				2		3	5	1				1	2	6	10	15	15
	25					2	2	2	1			1		1	7	10	12	12
合計	23	69	9	8	41	9	52	188	25	13	382	55	194	52	215	261	1197	1385
	24	89	14	10	42	12	53	220	15	10	297	34	176	12	181	253	978	1198
	25	47	16	3	18	35	44	163	24	6	237	87	111	9	161	252	887	1050

苫小牧警察署各年12月末発表速報値

(4) 子どもに対する事案

子どもに対する痴漢、変質者、不審者などの事案で、平成25年度中に苫小牧市少年指導センターに寄せられた通報は88件で、前年より2件増加しています。被害者の44.9%は小学生で、中学生は31.5%でした。

(5) 道内の振り込め詐欺などの特殊詐欺

道内で平成25年中に発生した特殊詐欺は、前年比26件増加の217件で被害金額は前年比約2億2,124万円増の約8億8,178万円となりました。

この中で最も被害件数が多いのが52件発生した架空請求詐欺で、被害金額が多いのが約4億4,802万円の金融商品取引詐欺でした。

被害者を年齢層で見ると、高齢者（65歳以上）の割合が多く、全体の58.1%を占めました。
(北海道警察提供資料より)

(6) 暴力団情勢

道内の暴力団構成員等の総数は、平成25年12月末現在2,660人で、前年に比べ200人減少しました。このうち、暴力団構成員⁵は約1,770人で、暴力団準構成員⁶等は約890人です。

主要3団体といわれる指定暴力団の山口組、住吉会、稲川会の暴力団構成員数は約2,540人で全体の95.5%を占め、中でも山口組は約1,930人で全体の73%を占めており、一極集中の状態が顕著です。(北海道警察本部提供資料)

苫小牧市内には、2団体3箇所の事務所があり、構成員は約145人となっています。
(苫小牧警察署提供資料より)

4 防犯に対する取組における課題（犯罪発生の背景と要因）

(1) 市民の安全・安心感

市内の一般刑法犯認知件数は、平成15年のピーク時から着実に減少し、市民の地域での安心感も、市民アンケートでは「満足」に「普通」を加えると約7割となっていますが、その一方で、6割近くの市民が何らかの犯罪被害にあう不安があるとしており、安心して暮らせるまちだとは感じていません。

その理由として、子どもを狙った犯罪や振り込め詐欺など、全国で社会に大きな影響を与える凶悪な事件が多く発生していることが背景にあると考えられますが、苫小牧市における犯罪発生状況や、町内会、自主防犯組織等が地域の身近な安全・安心のために取り組んでいる状況が、市民に十分周知されていないことにも要因があるものと考えます。

⁵暴力団構成員：暴力あるいは暴力的脅迫によって自己の私的な目的を達しようとする反社会的集団の構成員をいいます。

⁶暴力団準構成員：構成員ではないが、暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者又は暴力団に資金や武器を供給するなどして、その組織の維持、運営に協力し、若しくは関与する者をいいます。

(2) 市民の防犯意識

防犯においては、「自分の安全は自分が守る」という強い意志と姿勢が重要となります。市民アンケートでは、8割以上の市民が日常生活の中でなんらかの防犯対策に取り組んでいる一方、犯罪被害のリスクを軽減させる防犯グッズ等の活用については4割に止まり、その意識は十分とはいえません。

市民が不安を多く感じる「空き巣などの住宅への侵入」「車上狙い」など、身近な犯罪を減少させる対策として、犯罪の未然防止に対する一人ひとりの意識を高めるとともに、自らの安全を確保するための自主的な取組を促進する必要があります。

(3) 地域の防犯活動

町内会をはじめ地域の防犯組織の活動は、犯罪認知件数の減少等に大きく貢献してきました。

一方、そうした活動を支えているのは一部の市民であり、従事者の高齢化も進む中、活動をいかに継続し、広めていくかが大きな課題となっています。

また、地域においては、市民が最も不安を感じる空き巣など自宅における犯罪を防止するため、住民の協力によって犯罪を起こさせない地域づくりについて学べる機会が必要です。

(4) 犯罪が起きにくい環境の整備

平成25年に市内で発生した犯罪のうち約7割は窃盗で、そのうち自転車盗や車上狙い、万引きなどの非侵入窃盗がその8割以上を占めています。

また、市民アンケートの結果からは、空き巣などに次いで車上狙いの不安が高く、不安を感じる場所も、自宅に次いで道路、駐輪場・駐車場、公園などの公共空間が高くなっています。

このため、これら公共空間に関して、見通しがきかない場所の改善や夜間の明るさの確保など、犯罪が起きにくい環境の整備が求められ、その対策はより実効性のあるものにしていくことが必要です。

(5) 子どもの安全確保

市内における不審者による子どもへの声かけ等に関する通報は、依然減少の兆しはありません。また、子どもを狙った犯罪について、3割以上の市民が不安を抱えており、市の取組として期待することに子どもの安全対策をあげています。

犯罪の被害から子どもを守るため、保護者や地域、市、学校（保育園等を含む。）が連携し、地域の安全環境を確立するとともに、子ども自らが犯罪の被害から身を守る教育、犯罪を起こさせない人間づくりにも取り組むことが重要です。

(6) 高齢者の安全確保

振り込め詐欺などの特殊犯罪が全国で急増している中、市内においても高齢者を狙った振り込め詐欺等につながる電話などの事案が発生しています。高齢者は、被害にあったことに気づかないことも多く、複数の被害にあっているケースもあり、被害金額はしばしば非常に高額になります。

高齢者を犯罪から守るため、家族はもとより地域を巻き込んだ対策を講じる必要があります。

第3章 計画の基本目標

この計画では、家庭、地域、学校、関係機関や団体と行政が一体となって防犯に関する広報及び啓発活動や防犯活動を展開し、暴力や犯罪から守られて、安心して暮らせる市民生活の確立を目指します。

そのため、市民アンケートの結果などに現れた安全安心に関する市民意識を踏まえ、犯罪を防止するための様々な施策に取り組み、地域の活動を支援するとともに、犯罪の防止に配慮した環境整備を行うなどし、市民が最も不安を感じる空き巣などの犯罪や子どもや高齢者などを狙った犯罪など市民にとって身近な犯罪の未然防止に向けた取組を進めます。

なお、この計画の成果を次の指標で評価することとしています。

(1) 地域の安全についての市民満足度

平成26年度 17.7 % ⇒ 平成31年度 21.6 %

(2) 自主防犯組織の組織数

平成25年度 75 団体 ⇒ 平成31年度 80 団体

第4章 計画の推進

1 市の取組

防犯条例では、市は、防犯に関し、基本となる施策を基にさまざまな施策を策定し、これを実施する責務を有すると規定しています。

市は、市民が安全に安心して暮らせるよう、市民や事業者、関係機関と連携・協働し、さまざまな施策を推進します。

(1) 広報及び啓発活動の実施

防犯条例では、市は、防犯に関する施策として、市民及び事業者の防犯に関する意識の高揚を図るため、広報及び啓発活動を行うものとしています。

これらの活動は、市民や事業者、関係機関と連携・協働を進める上で、重要な取組となっています。

① 犯罪情報等の提供

本市のホームページを通じて市内で発生した犯罪等に関する情報を提供するとともに、「防犯だより」を定期的に発行し、町内会や自主防犯組織、関係機関等に対し、これらの団体の取組を紹介するなどして地域ボランティア活動を支援します。また、市内の犯罪の発生状況や本市の防犯に関する取組を紹介する「防犯ガイドブック」を発行します。

② 防犯に関する学習機会の提供

町内会や老人クラブのほか、市内の団体やグループを対象に、高齢者の犯罪対策や消費者トラブルの防止などをテーマとした出前講座を実施します。

③ 防犯に関する啓発

地域防犯啓発パトロールを行うとともに、市民や防犯関係団体の参加による歳末地域安全運動市民パレードや市役所庁舎への防犯キャンペーン等に関する懸垂幕の掲揚などにより、市民の防犯意識の啓発に努めます。

(2) 防犯に配慮した環境の整備

防犯条例では、市は犯罪に関する環境の整備を図るため、防犯施設の整備等に努めるものとするとして規定しています。

犯罪が起きにくいまちをつくるため、明るく見通しのよい道路や公園など防犯に配慮した環境の整備は、市が取り組むべき重要な課題です。

① 道路における安全対策

道路の安全性を確保するため、幹線道路に街路灯を設置するとともに、町内会の防犯灯の設置費用や電気代に対し助成を行います。また、犯罪危険箇所への注意喚起の看板を設置するほか、街路樹の植栽、せん定などを適切に行います。

② 公園における安全対策

公園の安全性を確保するため、犯罪危険箇所への注意喚起の看板を設置するほか、公園内の樹木の植栽、せん定などを適切に行います。

③ 公共施設における安全対策

新たに公共施設を建設する場合や公共施設の大規模改修を行う場合には、防犯に配慮した設計を行います。

④ 防犯カメラの設置

防犯カメラは犯罪の未然防止や事件解決に有効と考えられるため、道路や公園等を含む公共施設における安全対策の一つとして防犯カメラの設置を進めます。その運用に当たっては、市民のプライバシーなどにも十分配慮して取り組むこととします。

⑤ 民間施設等に対する協力要請

店舗や駐車場を有する事業者などに対し、本市の防犯対策への協力を要請します。必要に応じ、啓発看板の設置等の具体的対応について要請します。また、空き地や空家の放置が犯罪の発生につながるおそれがあるため、その所有者や管理者に対し、適正な管理を要請します。

(3) 市民及び事業者の防犯活動への支援

安全・安心のまちづくりを進める上では、市民一人ひとりが防犯に対する意識を高め、自らの安全を確保することに加え、地域全体が互いに協力し、支えあうことが必要になります。町内会や自主防犯組織、事業者、関係団体との幅広い連携を確保するためにも、これらの団体への支援が必要となります。このような考えから、防犯条例では、市は、防犯に関する市民団体の自主的活動に対して必要な支援を行うことができることとしています。

① 苫小牧市防犯活動推進員の委嘱

苫小牧市防犯活動推進員を委嘱することにより、町内会や自主防犯組織の活動を支援します。

② 青色回転灯装備車両の台数増加に向けた支援

自主防犯組織の防犯パトロールに使用する青色回転灯装備車両を増加させるため、申請手続等を支援します。

③ 防犯ボランティア構成員の拡大支援

減少傾向にある防犯ボランティア構成員の拡大を支援するため、市広報紙、ホームページ等を活用し、活動内容の紹介と併せ協力要請を行います。

④ 防犯カメラの設置に関する取扱指針の策定

近年、犯罪の未然防止や事件解決に役立つものとして市内においても防犯カメラの設置が増加しています。しかし、防犯カメラは人の容姿等を撮影するものであり、個人情報やプライバシー保護の問題が懸念されるため、その設置・運用の適正化を図るための指針を策定します。

(4) 学校等における子どもの安全対策

犯罪の被害から子どもを守るため、学校（保育園等を含む。）施設や通学

路などにおける安全対策が必要です。保護者や地域、関係機関等と連携を図り、不審者情報を共有するなどして、子どものための安全・安心の環境整備を進めます。

また、その他の施設においても、防犯上、子どもが安全に安心して利用できる環境づくりを進めます。

① 学校の防犯管理体制の確立

児童生徒等の安全を確保するため、学校において危機管理マニュアルを作成し、保護者や地域、関係機関との迅速な連絡体制を維持します。

また、この連絡体制を活用し、周辺地域の不審者情報の提供なども併せて行います。

② 学校の不審者侵入対策

学校への不審者の侵入を防止するため、校門や玄関にオートロック錠などを設置し、来校者のチェック及び施錠の確認を行います。また、その対応策を各校の危機管理マニュアルにおいて明らかにするとともに、不審者侵入対策の講習や訓練を実施します。

③ 通学路の安全対策

登下校時における学校周辺や通学路での児童の安全を確保するため、保護者や教員、町内会、市交通指導員などが見守りや安全指導を行います。

また、市指導センターにおいては不審者から子どもを守るため、子ども SOS の家⁷や子ども SOS カー⁸の普及に努めます。

④ 防犯力の育成

子どもが自ら犯罪から身を守ることができるよう、警察と連携し、学校において、防犯教室を開催します。

また、青少年の健全育成や非行防止を目的とした「子どもを守り心を育てる運動」⁹による、有害図書販売や空き家、危険箇所の点検指導などの環境浄化運動や薬物等乱用根絶運動、子どもが犯罪などの被害にあわないよう知識の習得を図る防犯教室等に、関係機関と連携して取り組みます。

⑤ その他の安全対策

青少年の非行防止のため、祭典時における巡回指導、遊技場への立入調査、大型店・海岸線巡回指導等を行うとともに、不審者の出没地域においては防犯組織と情報を共有し、連携した巡回を行います。

(5) 高齢者の安全対策

高齢者が悪質商法や振り込め詐欺などの被害にあわないように、消費者被

⁷ 子ども SOS の家：不審者・変質者から子ども達を守るために、商店・事業所・地域の協力者を指定し、子どもの緊急時に保護と通報を依頼するものです。

⁸ 子ども SOS カー：不審者・変質者に対して警告を発するとともに、子どもの見守り、緊急時の保護、救助など安全確保するため、本市の公用車に「子ども SOS カー」ステッカーを貼付して走行するものです。

⁹ 子どもを守り心を育てる運動：本市が事務局となり、市内の関係機関・団体で実行委員会を組織し、年間を通じて青少年の健全育成及び非行防止対策を行うための運動です。

害防止講座などを通じ、必要な啓発に努めるとともに、さまざまな犯罪被害などの防止に向けた相談を受け付けます。

また、警察や消費者協会などで構成する消費者被害防止ネットワーク活動を推進し、消費者被害の防止に向けた取組を進めます。とりわけ、市内においても、予兆も含めて多発している振り込め詐欺等の特殊詐欺については、その手口が巧妙化し、全国的にも減少の兆しがないことから、継続した注意喚起を、家庭や地域に対して行います。

(6) その他の取組

① 犯罪被害者相談窓口の設置

犯罪により被害を受けた方やその家族が、被害を回復し、又は軽減し、再び平穏な生活を営んでいただくための相談窓口を設置するとともに、警察や関係機関・団体との連携を図ります。

② 暴力団の不当介入の排除

市が発注する契約から暴力団を排除するほか、暴力団による公共施設の使用などを排除するための取組を進めます。

③ 交番の新設等の要望活動

交番は、地域住民の安全安心を確保する上で重要な役割を果たしているため、市街化の状況に対応したバランスの取れた配置が必要となります。

このため、ときわ・澄川地区への交番新設を目指し、関係機関等への要望を継続します。

2 市民の取組

防犯条例では、防犯に関し、市民は自ら必要な知識及び技術を習得し、安全の保持に努めるとともに、市が実施する防犯に関する施策に協力しなければならないと規定しています。

安全・安心のまちづくりを進める上では、市民一人ひとりが「自分の安全は自分で守る」という意識に基づき、幅広い防犯意識を持つとともに、「地域の安全は地域で守る」という観点から自主防犯組織等との連携を深め、地域ぐるみの防犯活動に取り組むことが必要です。

次に掲げる取組例を参考に、取組を進めていただきたいと思います。

(1) 身の回りの安全対策

- ・住宅や車庫の施錠を徹底し、補助錠やセンサーライト、窓センサーなどの犯用品を活用する。
- ・住宅の玄関灯や住宅敷地内の証明設備、テレビ付インターホンを活用する。
- ・植栽を適切に管理するなどし、自宅周辺の見通しを確保する。
- ・住宅の新築や改築の際には、防犯ガラスの使用などにより高い防犯性を確保する。

(2) 防犯知識の習得

- ・市や警察、町内会、自主防犯組織等が行う防犯講座や訓練に参加する。

(3) 地域における安全活動への協力

- ・「子どもSOSの家」の指定を受け、子どもを犯罪被害から守る。
- ・小中学校の校区における児童生徒の登下校時の見守り活動や町内会、自主防犯組織による防犯パトロール活動に参加する。
- ・自主防犯組織を結成し、各種防犯啓発活動に参加する。
- ・青色回転灯装備車両による防犯パトロール活動に参加する。

3 事業者の取組

防犯条例では、防犯に関し、事業者はその事業活動を行うに当たり、必要な措置を講じるとともに、市が実施する防犯に関する施策に協力しなければならないと規定しています。

市や市民、関係機関等と連携し、地域の安全・安心を確保するため、防犯活動に取り組むことが必要です。

次に掲げる取組例を参考に、取組を進めていただきたいと思います。

(1) 事業所等の防犯対策

- ・事業所等における防犯責任者を設置する。
- ・犯罪に備えた対応マニュアル等を作成する。
- ・夜間金庫の活用などにより、現金、有価証券等を常時置かない。
- ・適正な警備員を配置する。
- ・オートロック錠などによる来所者等の入出管理を行う。
- ・事業所等の施錠を徹底し、補助錠、センサーライト、窓センサーなどの防犯用品を活用する。
- ・事業所等にセキュリティ装置を設置し、夜間・休日の警備を強化する。
- ・事業所等の周辺の見通しを確保する。
- ・新築、改修、増築等に当たっては、防犯性を考慮した施設とする。

(2) 従業員の啓発

- ・従業員に対し、防犯冊子等の啓発物資を配布し、防犯意識の高揚に努める。
- ・従業員に対し、防犯講座や防犯訓練を実施する。
- ・市や警察等が行う防犯講座や防犯訓練に参加させる。

(3) 地域における安全活動への協力

- ・車両に防犯関連ステッカー等を貼付して地域の防犯啓発活動に協力する。
- ・「子どもSOSの家」の指定を受け、子どもを犯罪被害から守る。
- ・市や警察、町内会、自主防犯組織との連携を図り、防犯活動に参加する。

第5章 計画の実施に当たって

1 推進体制の整備

(1) 全市的な推進体制

この計画の実施に当たっては、防犯に関する関係団体の構成員や市民、学術経験を有する者などから構成される組織（以下「防犯に関する懇話会（仮称）」という。）において、この計画に基づく取組の状況や地域における課題などに関する意見を求め、計画に基づく施策や地域活動を総合的に推進します。

(2) 庁内推進体制

これまでも、防犯に関する市の施策を共有するため、苫小牧市防犯施策に係る連絡会議を設置しており、今後も、この計画の施策の推進や検討を図る庁内の中心組織として、全庁一体となって施策を展開します。

2 計画の進捗管理

防犯に関する懇話会（仮称）が設置されるまでの間、苫小牧市防犯施策に係る連絡会議において、計画に基づく施策の進捗状況を定期的に検証評価するとともに、新たな施策や計画の見直しの必要性などについても議論します。

苫小牧市総合防犯計画の体系図

